

商品券の使い方 Q&A





- Q.1 商品券はどこで使えますか?
 - A 取扱店は、左のページまたはゆうパックに同封したチラシをご確認ください。また取扱店舗にはポスターとのぼりを掲示しています。

このポスターが目印!▶







- Q.2 公共料金の支払いはできます か?
 - 本できません。地方自治法上、普通公共団体の歳入は、現金、口座振替又は証券(小切手など)での納付を義務付けており、商品券はこれに当たらないからです。
- 6.13 商品券は他の商品券や割引券 との重複利用はできますか?
 - A 重複利用につきましては、各取扱店舗の判断で条件を設定している場合があります。詳細は各取扱店舗にお問い合わせください。
- Q.4 汚損した商品券の対応は?
 - 次の条件を満たせば使用できます。 ・通し番号が確認出来ること
 - ・券面の面積が5分の4以上残っていること
- Q.5 つり銭はでますか?
 - 不 でません。つり銭の分消費が少なくなり、消費喚起という事業の趣旨に合致しないからです。また不当な利益を受けることなどを防ぐためでもあります。
- **Q.6** 未使用の商品券の払い戻しは できますか?
 - ② できません。期限内に必ず使用するようにしましょう。
- Q.7 おおさきチャレンジ朝市で使 えますか?
 - **体用できません。**
- Q.8 「Pay どん」で付与されたポイントは県内の「Pay どん」加盟店ならどこでも使用できますか?
 - 「大崎町デジタル地域振興券」を購入すると付与されるプレミアムポイントの「Pay どんポイント」は、県内の「Pay どん」加盟店で使用できますが、町内でのご利用を推奨しています。
 ※「大崎町デジタル地域振興券」は町内でのみ使用できます。

最新の Q & A は、町ホームページで随時更新しています。

